

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定（もにす認定）に伴う認定通知書の交付を行いました。

令和2年4月より「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」が創設されています。

令和4年10月4日、木場公共職業安定所管内（江東区・江戸川区）の事業所が「もにす認定企業」として認定され、10月18日に事業主に対して認定通知書を交付いたしました。

【認定事業主】

■BIPROGYチャレンジド株式会社（江東区）

同社は、ウェブアクセシビリティ検査サービスを事業として実施しています。完全在宅勤務制度を導入しており、社員は全国各地の自宅で勤務しています。また、障害者に寄り添い、本来の意味での社会的責任や社会への貢献を果たすため、ICT企業としてできる“収益事業”を障害者と一緒に推進しています。

今回、当所管内（江東区・江戸川区）では3社目の認定通知となります。

今後、より一層本制度の周知啓発に努めますので、中小事業主の皆様の認定申請をお待ちしております。



BIPROGYチャレンジド株式会社 寺嶋社長（写真左）とハローワーク木場 磯所長（写真右）
※写真撮影時のみマスクを外しております。

【お問い合わせ先】

ハローワーク木場 雇用管理相談コーナー TEL：03-3643-8625



共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

■「もにす認定制度」とは（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

■東京都内のもにす認定事業所一覧（東京労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00603.html